

## 第2回新型コロナウイルス危機対策本部員会議

### 次 第

日時 令和2年2月21日（金）  
16時00分～

場所 消防局庁舎3階 危機管理センター  
災害対策室（本部員会議室）

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- (1) 現状について
- (2) 市の対応について
- (3) その他

#### 3 本部長指示

#### 4 閉 会

#### 配布資料

- 1 次第
- 2 資料1 新型コロナウイルスを防ぐには
- 3 資料2 さいたま市主催のイベントについて
- 4 本部長指示

# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

### ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。  
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)  
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

## <さいたま市にお住まいの方は次の窓口でもご相談いただけます>

ご自身の症状に不安がある場合等は・・・

お住まいの区役所保健センターにご相談ください (平日 8:30~17:15)

西区	048-620-2700	北区	048-669-6100	大宮区	048-646-3100	見沼区	048-681-6100
中央区	048-840-6111	桜区	048-856-6200	浦和区	048-824-3971	南区	048-844-7200
緑区	048-712-1200	岩槻区	048-790-0222				

37.5℃以上の発熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合等は・・・  
帰国者・接触者相談センターにご相談ください

①平日 8:30~17:15 さいたま市 保健所 疾病予防対策課 048-840-2220

②土日祝日 (2月22日から3月22日 (予定) まで)

8:30~17:15 さいたま市 保健所 疾病予防対策課 048-840-2220

※夜間 (17:15~翌8:30) は、埼玉県救急電話相談 #7119をご利用ください

## さいたま市主催のイベントについて

令和 2 年 2 月 2 1 日

総 括 部

市民への感染を防ぐためには、今が重要な時期と認識し、当面の間、以下の点を考慮して、中止又は延期を判断する

- 1 多数の人が参加し、密着する状況が見込まれるか
- 2 感染した場合に重症化リスクが高い高齢者や妊婦等の参加が多く見込まれるか

※ ただし、開催の必要性が高いイベントについては、感染防止対策を行った上での実施について検討する

※ 指定管理者等に対して、市の考え方を伝え、事業実施の参考としていただく

※ 感染防止対策例

- ・風邪の症状がある方の参加を控えていただく
- ・こまめな手洗い、マスク着用の推奨
- ・会場のこまめな換気 等

(参考) 密着する状況

- ・同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）
- ・手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として 2 m）

出典：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）

「用語の定義」の「濃厚接触者」抜粋

（国立感染症研究所 感染症疫学センター）（令和 2 年 2 月 6 日版）

## 本部長指示事項

- 1 感染拡大に備え、市民の健康及び生活への影響が最小化するよう、緊張感をもって必要な準備を進め、市一丸となって対応すること
- 2 市主催イベントについては、感染拡大防止のため、会場の状況や来場者等を考慮して、開催、中止又は延期を判断すること
- 3 引き続き国や県、医療機関、関係者等と情報共有をしながら、人権に配慮しつつ、市民への的確かつ迅速な情報を提供すると共に、不安を感じている市民に対しては丁寧に相談対応を行うこと